

報告第10号

市営の住宅に係る和解に関する専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年12月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第14号

専 決 処 分 書

市営の住宅の使用料等の請求につき別紙のとおり和解することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第6号の規定により、専決処分する。

令和3年10月18日

天理市長 並 河 健

和 解 書

天理市[]の[]改良住宅第[]号を賃貸建物とする天理市と[]との間の建物賃貸借契約につき、天理市（甲）と、連帯保証債務者である[]（乙）と[]（丙）は、以下のとおり和解する。

第1（消滅時効の援用）

乙および丙は、下記連帯保証債務につき、それぞれ消滅時効を援用する。

記

[]の甲に対する市営住宅（[]）家賃の連帯保証債務のうち平成4年4月1日より平成27年1月23日までの家賃合計金（ただし、敷金充当後の金額）1,895,100円

第2（債務の承認・弁済）

乙および丙は、甲に対し、それぞれ下記連帯保証債務を承認し、連帯して、下記金額を令和3年11月末日限り支払う。

記

[]の甲に対する市営住宅家賃の連帯保証債務のうち平成27年1月24日より令和2年1月23日（5年間分）までの家賃合計金420,000円

第3（使用損害金の免除）

甲は、前項の連帯債務の支払いと引き換えに、乙および丙に対する、下記債務を免除する。

記

[]の甲に対する令和2年1月24日より令和3年8月18日までの使用損害金合計金2,881,500円の連帯保証債務

第4（違約条項）

乙及び丙は、第2項記載の支払いを怠った時は、第2項記載の連帯保証債務及び第3項記載の使用損害金債務の合計額に年3分の割合による遅延損害金を付して連帯して支払う。

第5（清算条項）

甲と乙及び丙は、本和解書に定めるほか、[]と甲が締結した建物賃貸借契約から生じる債権・債務について、何らの支払い義務のないことを確認し、他に金銭的請求をしない。